

# デンマーク事例 ②

おやさと研究所准教授  
八木 三郎 Saburo Yagi

## 利用実態

障害者用駐車場の利用実態について調査をした施設は、コペンハーゲン市内の各種専門店が凝集する複合大型ショッピングセンター（写真1）である。地下1階と3階が駐車場となつて



写真1 ショッピングセンター

おり、その駐車台数スペースは約1,000台分設けられている。そのうち14台分が障害者用の駐車スペースとなっている。実態調査を行った区域は3階の駐車スペース4台分とした。駐車スペースの幅員は障害者用が3.5m、その他の一般駐車スペースは2.5mである。障害者用駐車スペース区域は青く塗っており、その枠内の路面に白く車いすマークが表示（写真2）されている。



写真2 障害者用駐車スペース

平日と週末（土曜日）の2日間に調査を実施したが、調査時間内（10:00～16:00）における駐車利用台数は平日が6台、土曜日は4台であった。平日の平均駐車時間は約52分である。土曜日は67分であった。



写真3 駐車許可証

駐車許可証表示の有無については、障害者用駐車スペースの利用者すべてが許可証をフロントガラス内に提示（写真3）していた。

利用者の障害の有無については、外見上では平日の利用者6名のうち

肢体不自由者4名、他の2名については障害があるようには見えなかった。

土曜日の利用者は4名であるが、このうち1名が車いす使用者であり、その他の利用者には障害はないように見えた。

## 調査結果

コペンハーゲン市内での障害者用駐車場の調査結果も含めて、まとめたものを簡単に紹介したい。

①デンマークは日本とは異なり一般道路にも障害者用駐車スペースが設置されている。道路上の障害者用駐車スペースは遠くから識別できるように車いすマークの立て看板が設置されている。駐車区域は白線で表し、路面に車いすマークが白く表示してある。

②施設内の障害者用駐車スペースの区域は青く塗られており、枠内に車いすマークを白色で示してあり、日本と同様の表示である。日本では利用対象者は車いす以外に妊婦、松葉杖等のピクトグラムが表示されているが、デンマークでは車いすだけとなっている。その他、適正利用に向けたモラルに関する文章や看板表示はない。また、日本のように不正駐車を防止するための柵や三角コーンは置かれていない。

③障害者用駐車スペースの幅員は日本と同じ3.5mである。

④駐車利用車はすべて駐車許可証が提示してある。

⑤利用者は必ずしも障害当事者ではない。

以上が実態調査のまとめである。

## 駐車場の運営・管理

現地調査で明らかになった上記の事柄を確認するために、また運用、管理についてデンマーク障害者協議会（Danske Handicaporganisationer）を訪れ、交通部門の担当者であるJan Nielsen氏（写真4）にインタビュー調査を行った。

まず、障害者用駐車スペースを利用するすべての車は許可証を表示していることについて



写真4 Jan Nielsen氏

は、許可証がない車は不正駐車となり罰金が科せられるシステムになっている。故に、一般の人が障害者用駐車スペースにとめることはないという。不正駐車に対する罰金は市が管理する



写真5 タイマーの作動を義務付ける表示

駐車場で510クローネ（日本円：10,200円）、駐車場管理の大手企業である「ユーロパーク」が管理する駐車場では590クローネ（11,800円）となっている。また一般的にショッピングセンター内駐車場では、駐車時間が3時間以内と定められており、それを超過すると罰金が科せられるルールがある。

この規則に基づきデンマークでは、駐車時間を徹底して管理するためにすべての車のフロント

ガラスにタイマー附置が義務付けられている。路上や施設内



写真6 監視員

駐車場で駐車する際はかならずタイマーを作動させることが規則（写真5）となっている。施設内には駐車場を管理する企業が係員を配置し、定期的に見回り、不正駐車を監視（写真6）している。

（次号に続く）